

## Q1 主要農作物種子法(種子法)ってどんな法律ですか？

1952年、戦後日本の「主権」がようやく認められた日本国との平和条約（サンフランシスコ平和条約）締結後、国内ですぐに制定された日本の食の安全保障のための法律です。コメ、麦、大豆など、私たちの食生活に欠かせない主要な農作物の種子を国が財政的に保護し、都道府県・各地方公共団体が、その地域・風土に適した優良で多種多様な品種を維持・管理・供給できるよう法的に保障してきました。

## Q2 種子法が廃止されたことでどんな影響が予想されますか？

たとえば現在、日本のコメは全国で300もの品種が生産されています。このように地域性に富んだ多種多様な品種があることで、消費者の多様な味のニーズに合わせるだけでなく、病害虫や異常気象など年ごとに予測が難しい不作の影響を最小限にかわす安全保障の役割をも担ってきました。しかし、民間企業の参入が進めば、知的財産権に守られた特定の品種の独占化によって多様性が失われるどころか、種子の価格高騰、遺伝子組み換えの普及、小規模農家の経営への影響など、懸念すべきことは少なくありません。また自然環境すら変わることにもつながります。いったいなぜこのような状況になっているのか、私たち一人ひとりが考えなくてはなりません。

### 私たち一人ひとりが

食べものについての理解や関心を深め、食生活を見つめ直し、身近な食べものを大切にしていくことが必要です。また、生産者と食品事業者が一体となって、消費者の求める安全・安心な食料、新鮮でおいしい高品質の食料をできるだけコストを抑えて安定的に提供していくことが求められます。全国の自治体には市民が声をあげたことにより種子法に変わる条例を制定した例もあります。



な食のために・・・

わたしたちにできること

・食料自給率を上げる食生活  
米の自給率は100%！  
国産大豆原料の味噌を使った野菜入りみそ汁とご飯は健康にもGood

和の朝食



・風土にあった新鮮な食材を選ぶ  
安心・安全な食を供給しようと頑張っている地域の農家さんを応援することにもなります

地元食材



・旬を知ると体も環境にもgood  
「旬」の農産物は最も適した時期にできるので栄養価も高く余分な燃料も使いません

いまが旬



ひとりでできる

## Q3 種子法はなぜ廃止されたのですか？

農林省の通達では「戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する」としています。

要約すると、(国家の財政負担を減らすべく)民間企業(多国籍企業を含む)の参入をうながし、(市場競争の原理によって)知的財産である種子の効率的な開発・供給体制を整備したい。しかし種子法がこれを阻害しているので廃止する、ということになります。

※ ()内は筆者補足

## Q4 「戦略物資」とはなんですか？

世界大百科事典には「一国の安全保障上または戦争遂行上不可欠で、その帰趨を左右するほど重要な影響を及ぼす物資、資源」とあります。つまり、種子・種苗を国家安全保障上の重要な資源とみなす、ということが「戦略物資である種子・種苗」とした先の農林省通達に込められた内容と思われる。

しかし、それならばむしろ種子・種苗に関しては国内(公共)で厳密に管理し、自給率を上げるための体制整備が本質的に望ましいはずですが・・・

みんなができる

・種を守るための勉強会が各地で開催

九州各地でも生産者・市民がこの問題について声をあげはじめています。熊本では今年の3月に開かれた第1回目の勉強会には120名の方が集まりました。

市民



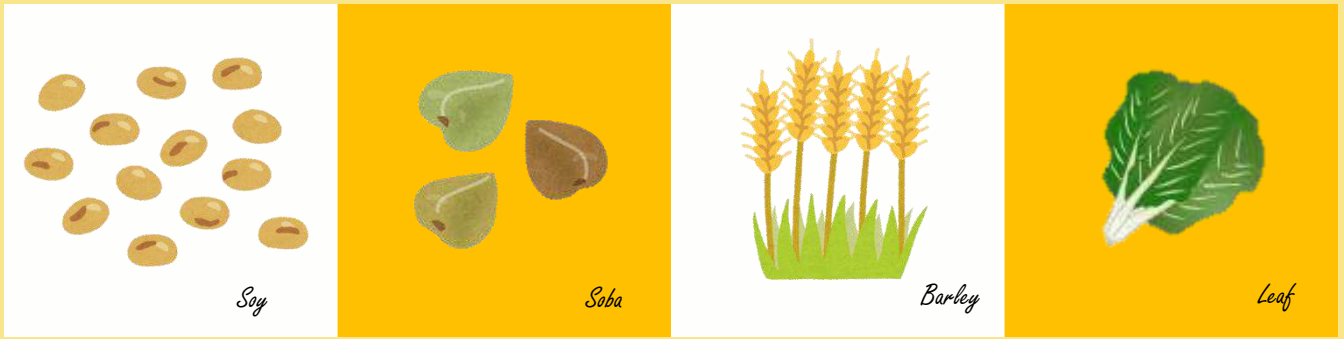
・山形・埼玉・新潟・富山・兵庫・北海道・岐阜・福井・宮崎で種子法に変わる独自の条例を制定 九州では、鹿児島県や福岡市、宮崎市、福岡県大牟田市などの議会が国会へ意見書を提出しています

自治体



今回の勉強会への賛同団体 (順不同・敬称略)

- ◆ 一般社団法人 たまな創生館
- ◆ 交流空間ちゃぶ台
- ◆ クルソノウエン
- ◆ ダイニング善
- ◆ たかちゃん自然農園
- ◆ よかたま市民ネットワーク
- ◆ 熊本玉名の米処 八十八夜
- ◆ ALLA LIBERA
- ◆ ふそろいの蜜柑たち本舗 清香園
- ◆ 林田薬局
- ◆ OJAK
- ◆ DA LLAHA バル
- ◆ ナチュラル&ハーモニック・ピュアリィ
- ◆ 自然栽培池田農園
- ◆ ぱんのわ
- ◆ 上村農園
- ◆ 嶋田自然農園
- ◆ つゆくさ農園
- ◆ La Raine Alice
- ◆ 主要農作物種子条例化実行委員会(準)



主要農作物種子法をめぐる勉強会

私たちの**タネ**と**食**はどうなる？

## 今後の講演会・勉強会のお知らせ

◇ 6月1日(土) 13:00~15:30

私たちの食と農が危ない！？

## 主要農作物種子条例をめざして！ シンポジウム

登壇者：山田正彦氏／樋口茂敏氏(大牟田 いちのたんぼの会)

場所：熊本県教育会館(熊本市中央区九品寺) 5階ホール

資料代：500円

主催：主要農作物種子条例化実行委員会(準)

事務局(申込/問合せ)：熊本県有機農業研究会

Tel:096-223-6771 Fax:096-223-6772 Mail:info@kumayuken.org

※人数把握のため事前にメールまたはFaxで申し込みください(当日参加可)

◇ 5月12日(日) 事前学習会 (16:20~19:20 熊本市あいぽーと)

※参加希望の方は事務局に連絡ください

 Seed	 Rice	 Traditional vegetables	2019年 5月31日(金) 18:30~
 Greenpeas	参加費：500円 (資料代として)	 Nana Kusa	「安心・安全」な食 に関心のある方 どなたでもご参加 頂けます

特定非営利活動法人あめのゆみ RainbowProject 九州 / 玉名牧場  
問合わせ：080-9562-1087 (宮部) 090-1347-6924 (矢野)